関西生コン弾圧事件ニュース NO.54　2021年4月22日
＜本号３ページ＞

●本号の内容

１　４月17～18日、第２回検証シンポジウム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p1
２　新刊のお知らせ『挑戦を受ける労働基本権保障』・・・・・・・・・・・・・・・p2
３　セクハラ認定の羽田新署長　滋賀県警「適切なポスト」・・・・・・・・・・p3

「第２回検証シンポジウム 関西生コン事件のこれからを考える」が、４月 17 日（土）東京・連合会館、同月 18 日（日）大阪でおこなわれた。（写真右は東京会場。下は大阪）

はじめに全日建の小谷野毅書記長が８つの刑事裁判、20 件近い労働委員会事件、そして国賠訴訟の現状、さらに大阪広域協組による大規模な不当労働行為と権力弾圧によって、125 日だった年間休日が 105 日に、また 630 万円だった最低年収が 30 歳 370 万円、40 歳 400 万円、50 歳 500 万円に切り下げられつつあると報告した。関西生コン事件の本質があらわになってきた。

つぎに、宮里邦雄弁護士が大阪ストライキ事件の一審判決批判、吉田美喜夫立命館大学名誉教授が加茂生コン第１事件の一審判決批判、久堀文弁護士が労働委員会事件の現状と問題点を報告した。

パネル討論は、海渡雄一弁護士の進行で、竹信三恵子（ジャーナリスト）、鈴木剛（全国ユニオン会長）、宮里邦雄（弁護士。東京会場のみ）、佐高信（評論家。大阪会場のみ）の各氏が、この事件の真相を広め、労働運動を再生させていく手がかりを語り合った。

大阪シンポジウムの全部は以下で検索して YouTube で全編を視聴することができます。
「関西生コン事件のこれからを考える 第２回検証シンポジウム」
https://youtu.be/puO9JSgEaqM

【お詫び】

大阪はコロナの感染状況に鑑みて当初予定の PLP 会館での開催を取りやめオンライン開催に変更したため、会場にお越しいただきながらシンポジウムを視聴できなかった方が多くいらっしゃいました。申し訳りませんでした。また、オンライン視聴の方々にもレジュメを共有する準備が間に合わずご不便をおかけしました。この場を借りて深くお詫び申し上げます。

発行：全日建（全日本建設運輸連帯労働組合）　お問い合わせ０３－５８３０－６４１８
＊今年1月から電話番号が変わっています。

【新刊のお知らせ】

『検証・関西生コン事件①
挑戦を受ける労働基本権保障
一審判決にみる産業別労働運動の無知・無理解』

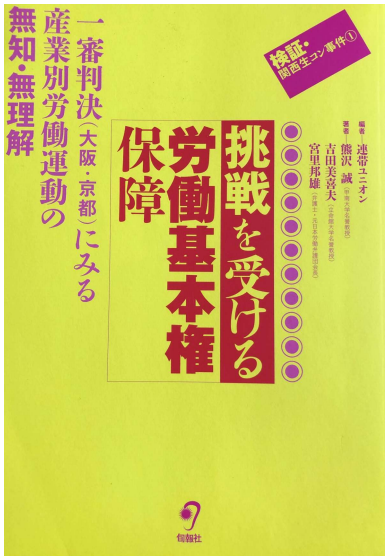

A5判93ページ、800円＋税、旬報社

第２回検証シンポジウムにあわせて、『検証・関西生コン事件①』が発刊された。裁判・労委事件で提出された研究者の鑑定意見書や判決批判などをもとに、関西生コン事件の問題点と本質をあきらかにすべく随時発行されるシリーズ。第１巻の主な目次は以下のとおり。

◎熊沢誠（甲南大学名誉教授）

「まともな労働組合の受難 －全日本建設運輸連帯労働組合関生支部刑事訴追裁判鑑定意見書」

1 検察および警察のみる関生支部－視点の歪み・視野の狭窄
2 労働組合・関生支部の実像
3 関生支部弾圧の背景と司法判断の影響
4 むすびにかえて

◎吉田美喜夫（立命館大学名誉教授）

「関西生コン事件と労働法理」

1 「加茂生コン事件」の概要と判決の検討視角
2 労働組合の結成と形態
3 労働基本権の確立と法的核心
4 組合活動の目的と基本課題
5 「加茂生コン事件」判決の問題点と法的課題
6 労働基本権の発展の課題

◎宮里邦雄（弁護士/元日本労働弁護団会長）

「大阪ストライキ事件判決批判 －産業別労働組合についての無知・無理解」

1 判決の内容
2 判決に対する批判
3 大阪第一次事件判決についての補足

＊＊

裁判所は
組合活動を犯罪にするな!

4/15 大阪地裁ぐるぐるデモ

関西と東海の労働組合、市民団体が集まって、たてつづけに有罪判決を下した大阪地裁に抗議する 250 人のデモが 4 月 15 日夕方、大阪市内の中之島水上ステージ前を出発。にぎやかなサウンドを先頭に、大阪地方裁判所を包囲。道行く人たちの注目を集めた。

【滋賀県警セクハラ署長事件・続報】

関西生コン事件の仕掛け人の１人と目される羽田賢一彦根署長について、朝日新聞デジタル版が４月 17 日付で以下の記事を掲載している。

セクハラ認定の警視が署長に　滋賀県警「適切なポスト」

安藤仙一朗　2021年4月17日 8時23分

滋賀県警本部=大津市打出浜

滋賀県警の今春の人事異動で、警察庁出向時に同僚だった女性の公務災害認定にからみ、「セクハラ」をしたと判断された男性警視が、彦根署長に就任した。16日、県警の定例会見でこの人事異動の是非について報道陣から質問があり、滝沢依子・本部長は、適正であるとの認識を示した。

新しく彦根署長になったのは羽田賢一警視。2014年3月から2年間、警察庁に出向していた。同僚の女性が、羽田警視からセクハラを繰り返し受けて抑うつ状態になったと訴え、警察庁が17年3月、国家公務員災害補償法に基づく公務災害と認定した。

女性警視は18年4月、強い苦痛を受けたとして、羽田警視に対して損害賠償を求めて東京地裁に提訴した。訴状では、「女を出せ。女らしゅうしとったらいいねん」などと何度も言われ、体調を崩したと主張している。

滝沢本部長は、羽田警視の行為が県警内でなされたものではないと説明。そのうえで、「ここ数年、所属長として勤務した状況などを踏まえ、適切なポストについてもらった」と述べた。

セクハラ行為が人事考課に影響するかについて、森脇輝彦・警務部長は、「本人の業績、能力、資質に応じて適切に配置している」として明言を避けた。

羽田警視は県警に帰任後、暴力団などを取り締まる組織犯罪対策課長などを務めた。彦根署長には、3月23日付で就いた。（安藤仙一朗）